

鷹栖町医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けた医療機関及び社会福祉施設等に対して、鷹栖町医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業運営の負担軽減を図るとともに、サービスの提供体制を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関　社会福祉法人等が町内で運営する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める「診療所、歯科診療所」及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定める「薬局」、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に定める「柔道整復施術所」並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に定める「あん摩、はり、きゅう施術所」をいう。
- (2) 高齢者福祉施設　社会福祉法人等が町内で運営する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める「訪問介護、居宅介護支援、通所介護、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、訪問看護」及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に定める「サービス付き高齢者向け住宅」をいう。
- (3) 障がい者福祉施設　社会福祉法人等が町内で運営する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める「居宅介護、行動援護、同行援護、生活介護、重度訪問介護、施設入所支援、共同生活援助、短期入所、就労継続支援 B 型、計画相談支援」をいう。
- (4) 児童福祉施設　社会福祉法人等が町内で運営する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める「認定こども園」及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める「放課後児童健全育成事業、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援」をいう。
- (5) 社会福祉法人等　医療機関、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設の運営を許可された法人又は個人をいう。
- (6) 居宅系サービス　高齢者福祉施設における「訪問介護、居宅介護支援」及び障がい者福祉施設における「居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、計画相談支援」並びに児童福祉施設における「保育所等訪問支援、障害児相談支援」をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和 8 年 1 月 1 日

時点において、町内で医療機関、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設及び児童福祉施設を運営する社会福祉法人等とする。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表に定める額とし、1交付対象者につき1回限りの交付とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、鷹栖町医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号）を、令和8年2月27日までに町長に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の支援金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査及び調査し適正と認められるものにつき、速やかに支援金の交付を決定しなければならない。

(決定の通知)

第7条 町長は、前条の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を鷹栖町医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前条の審査を経て、交付金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに鷹栖町医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

(支援金の交付)

第8条 町長は、前条第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付しなければならない。

(支援金の返還等)

第9条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、当該支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象区分	サービス区分	交付額	備考
医療機関	診療所	200,000円	1施設当たり
	歯科診療所	200,000円	1施設当たり
	薬局	100,000円	1施設当たり
	柔道整復施術所	100,000円	1施設当たり
	あん摩、はり、きゅう施術所	100,000円	1施設当たり
高齢者福祉施設	訪問介護	100,000円	1施設当たり
	居宅介護支援	100,000円	1施設当たり
	通所介護	10,000円	定員1人当たり
	介護老人福祉施設	30,000円	定員1人当たり
	短期入所生活介護	30,000円	定員1人当たり
	小規模多機能型居宅介護	30,000円	定員1人当たり
	認知症対応型共同生活介護	30,000円	定員1人当たり
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	30,000円	定員1人当たり
	訪問看護	100,000円	1施設当たり
	サービス付き高齢者向け住宅	30,000円	定員1人当たり
障がい者福祉施設	居宅介護	100,000円	1施設当たり
	行動援護	100,000円	1施設当たり
	同行援護	100,000円	1施設当たり
	生活介護	10,000円	定員1人当たり
	重度訪問介護	100,000円	1施設当たり
	施設入所支援	30,000円	定員1人当たり
	共同生活援助	30,000円	定員1人当たり
	短期入所	30,000円	定員1人当たり
	就労継続支援B型	10,000円	定員1人当たり
	計画相談支援	100,000円	1施設当たり
児童福祉施設	認定こども園	10,000円	定員1人当たり
	放課後児童クラブ	10,000円	定員1人当たり
	認可外保育施設	10,000円	定員1人当たり
	児童発達支援	10,000円	定員1人当たり
	放課後等デイサービス	10,000円	定員1人当たり
	保育所等訪問支援	100,000円	1施設当たり
	障害児相談支援	100,000円	1施設当たり

※児童福祉施設については、鷹栖町が設置し運営している施設を除く。

※高齢者福祉施設、障がい者福祉施設及び児童福祉施設については、同一事業所で訪問・相談系サービスのみを重複して運営しているときは、100,000円を上限として支援金を交付する。